別記様式第46号（第97条関係）

第　　号

管　理　者　講　習　通　知　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第６項に規定する講習を下記のとおり実施するので通知する。

年　　月　　日

住所

殿

公安委員会　㊞

管理者の氏名	
管理者の住所	
営業所の名称	
営業所の所在地	
講習の種別	
講習を行う日時	
講習を行う場所	
備考	

備考

１　管理者は、受講の際には、この通知書及び特定遊興飲食店営業管理者証を持参してください。

２　営業者は、やむを得ない事由により当該管理者に受講させることができないときは、その理由、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を講習の10日前までに　に書面により連絡してください。

備考

用紙の大きさは、縦14.5センチメートル、横9.5センチメートルとすること。

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第二条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号（この下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

（少年指導委員規則の一部改正）

第三条　少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第６㎝」を「第７㎝」に改める。

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第四条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条」を「第八条」に改める。

第三十二条中「第十条の二」を「第十四条」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号（この下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第六条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号（この下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号（この下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第八条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第九条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号（この下に「第三十一条の二十三及び」を加える。